

○三次市民バス運行条例施行規則

平成17年6月10日規則第33号

改正

平成23年4月22日規則第30号

三次市民バス運行条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、三次市民バス運行条例（平成17年三次市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行内容)

第2条 三次市民バス（以下「市民バス」という。）の運行内容は、別に定める路線及びダイヤによるものとする。

(旅客の責務)

第3条 市民バスを利用とする者（以下「旅客」という。）は、乗務員その他の係員（以下「乗務員等」という。）が運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

(物品の持込み制限)

第4条 旅客は、次に掲げる物品を車内に持ち込んで서는ならない。

- (1) 火薬類等の危険物
- (2) 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛がん用の小動物を除く。）
- (3) 市民バスの通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車内を著しく汚損するおそれのあるもの

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

- (1) 乗務員等が運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わない者
- (2) 前条各号に規定する物品を携帯した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乗務員等が市民バスの運行上支障があると認めた者

(手回品等に関する賠償責任)

第6条 市長又は条例第7条の規定により運行業務の委託を受けた者（以下「受託業者」という。）は、市民バスの運行に際し、旅客の手回品等の滅失又は毀損による損害については賠償しないものとする。ただし、市長、受託業者又は乗務員等の過失による場合は、この限りでない。

(運行の制限等)

第7条 市長は、天災その他やむを得ない理由により市民バスの運行に支障を生じたとき又は生じるおそれがあるときは、乗車区間を制限し、又は運行を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により、乗車区間を制限し、又は運行を中止しようとするときは、あらかじめその旨を必要と認める場所に掲示するものとする。ただし、特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により、乗車区間を制限し、又は運行を中止した場合において旅客が被った損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(回数乗車券)

第8条 条例第3条の規定にかかわらず、旅客は、運賃の支払に代えて、三次市民バス回数乗車券（様式第1号。以下「回数乗車券」という。）を利用することができる。

2 回数乗車券は、1枚当たり50円とし、22枚つづりで1,000円とする。

3 回数乗車券は、市長が別に定める場所で販売する。

4 未使用の回数乗車券に係る購入代金は、払戻ししない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(運賃の免除)

第9条 条例第4条の規定により、次のいずれかに該当するときは、運賃を免除するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が身体障害者手帳を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が精神障害者保健福祉手帳を提示したとき及びその付添人が付添いのために乗車するとき。

(3) 療育手帳制度（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者が療育手帳を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。

(4) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）

に基づく特定疾患医療受給者証の交付を受けている者が特定疾患医療受給者証を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条に規定する要介護認定を受けている者又は同法第32条に規定する要支援認定を受けている者が要介護状態区分を確認できる介護保険被保険者証を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。

(6) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第3号から第5号までに規定する要介護状態区分と判定された者が要介護状態区分を確認できる介護保険被保険者証を提示したとき及びその介護人が介護のために乗車するとき。

(7) 学校の統合条件等により通学及び通所の目的で運行する便に乗車する生徒又は児童が、三次市民バス無料利用者証（様式第2号）を提示したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（運行中止の場合の取扱い）

第10条 市長は、第7条第1項の規定により市民バスの運行を中止した場合に車内に旅客がいるときは、当該旅客が乗車した場所まで送り届けるものとする。この場合において、当該旅客が支払った運賃又は運賃に代えて利用した回数乗車券は、還付するものとする。

（運輸規則等の準用）

第11条 この規則に定めるもののほか、市民バスの運行に関し必要な事項については、運輸規則その他の旅客運送事業に関する法令等の規定を準用するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

三次市民バス回数乗車券

（表）

三次市民バス回数乗車券	
回数乗車券	50円
三次市	印

（裏）

三次市民バス回数乗車券	
1 この乗車券は現金と引換えはできません。	
2 この乗車券は公印のないものは無効です。	

様式第2号（第9条関係）

三次市民バス無料利用者証

〈第	号〉	三次市民バス無料利用者証
氏名		
住所		
上記の者は、三次市民バスの運賃を無料とする。		
年	月	日
	三次市長	印